

富田林市立寺内町センター条例の一部を改正する条例

富田林市立寺内町センター条例（平成3年富田林市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、寺内町町並み保全事業の推進を図るため」を「富田林寺内町の歴史及び文化に関する資料の活用を図り、市民文化の向上に資するとともに、歴史的町並みの保全に対する理解を深めるため」に、「を設置し、その管理運営について必要な事項を定めることを目的とする」を「(以下「センター」という。)を設置する」に改める。

第3条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第3条 富田林市教育委員会（以下「委員会」という。）は、センターに関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第3条の2を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備等の維持管理に関する業務
- (3) 富田林寺内町に関連する資料の展示及び保管に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務

(休館日等)

第5条 センターの開館時間及び休館日は、この条例に基づく規則（以下「規則」という。）で定めるものとする。

第5条の2を削る。

第6条中「委員会が」を「規則で」に改め、同条を第19条とする。

第5条の次に次の13条を加える。

(入館)

第6条 センターの入館は、無料とする。ただし、センターにおいて指定管理者が開催する講座等（以下「講座等」という。）の受講については、この限りでない。

(利用の許可)

第7条 センターの会議室及び和室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、特別の設備等を設け、又は既存の設備等を移動しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理運営上支障があると認めるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が不適當と認めるとき。

(利用料金)

第9条 委員会は、法第244条の2第8項の規定により、センターの施設利用に係る料金及び講座等の受講に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用者及び講座等の受講者は、指定管理者が指定する期日までに利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 センターの会議室及び和室の利用に係る料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

4 講座等の受講に係る料金の額は、1回の受講につき2,000円を超えない額で、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

5 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を還付することができる。

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を免除することができる。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を

取り消し、若しくは利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、特に必要があると認めるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に施設を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、その利用を終えたときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。第11条の規定による許可の取消し等の場合も同様とする。

(立入り等)

第14条 利用者は、その利用している施設について、職員の立入りを拒むことができない。

(利用者等の責務)

第15条 入館者、利用者及び講座等の受講者（以下「利用者等」という。）は、施設及び設備等を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(入館の制限)

第16条 指定管理者は、管理運営上支障があると認められる者に対し、その入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第17条 利用者等が施設又は設備等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第18条 この条例に基づく処分によって、利用者等に生じた損害については、市は一切その責めを負わない。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(指定管理者の交代があった場合の経過措置)

- 2 指定の期間の満了又は指定の取消しによる指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者がこの条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、後任の指定管理者が行った処分、手続その他の行為とみなす。

本則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

施設名称	1時間当たり (午前10時から午後5時までの時間帯)	1時間当たり (左欄に掲げる時間帯以外の時間帯)	全日(午前10時から午後5時まで)
会議室	400円	800円	2,600円
和室	200円	400円	1,300円

備考 会議室及び和室の利用は、非営利目的での利用に限る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に、改正前の富田林市立寺内町センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の富田林市立寺内町センター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行日以後の利用許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。